

紛争処理パネル裁定

株式会社 NTT ドコモ (NTT DOCOMO, INC.) 対 Kento Gu

事件番号 D2026-2279

1. 紛争当事者

申立人は、株式会社 NTT ドコモ (NTT DOCOMO, INC.) であり、その住所地は日本国である。申立人の代理人は、大野総合法律事務所 (Ohno & Partners) であり、その住所地は日本国である。

被申立人は、Kento Gu であり、その住所地は日本国である。

2. ドメイン名および登録機関

紛争の対象であるドメイン名 : <docomofg.com>, <nttdocomo-fg.com>, <nttdocomofg.com>

本件ドメイン名の登録機関 : GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com

3. 手続の経緯

本件申立書は、2026 年 5 月 25 日に WIPO 仲裁調停センター（以下「センター」）へ提出された。センターは 2026 年 5 月 28 日にメールにより本件ドメイン名の登録確認を登録機関 GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com に要請した。2026 年 6 月 1 日に GMO Internet, Inc. d/b/a Discount-Domain.com and Onamae.com はメールによりセンターへ登録確認の返答をし、申立書に記載された被申立人および連絡先細目 (Whois Privacy Protection Service by onamae.com) および連絡先細目と異なる情報を当該ドメイン名の登録者として公開した。センターは申立人へ 2026 年 6 月 3 日に登録機関により公開されたドメイン名登録者および連絡先細目を通知した。それに伴い、申立人は申立書を訂正することができること案内された。申立人は申立書の補正書を 2026 年 6 月 5 日にセンターへ提出した。

センターは申立書および補正書が統一ドメイン名紛争処理方針(以下「処理方針」)、統一ドメイン名紛争処理方針手続規則（以下、「手続規則」）および WIPO 統一ドメイン名紛争処理方針補則 (以下、「補則」) における方式要件を充足していることを確認した。

手続規則第 2 条および第 4 条に従い、センターは本件申立を被申立人に通知し、2026 年 6 月 9 日に紛争処理手続が開始された。手続規則第 5 条に従い、答弁書の提出期限は 2026 年 6 月 29 日であった。センターは 2026 年 7 月 3 日に被申立人の懈怠に関する通知を両当事者に送付した。

センターは、Masato Dogauchi を単独のパネリストとして本件について 2026 年 7 月 17 日に指名した。紛争処理パネルは、同パネルが正当に構成されたことを確認した。手続規則第 7 条の要請に従い、紛争処理パネルはセンターへ承諾書および公平と独立に関する宣言を提出した。

4. 事実関係の背景

申立人は 1991 年に設立された日本法人であり、移動通信事業を営んでいる。1992 年、2000 年、2013 年の 3 回の商号変更を経て現在の商号になっている。申立人は、1992 年からドコモというブランド名を使い始めており、そのアルファベット表記は、当初は「DoCoMo」であったが、2008 年に「docomo」に変更された。申立人は、もともと日本電信電話株式会社（現「NTT 株式会社」）から分離独立した会社であったが、2020 年に NTT 株式会社は申立人の全株式を買い戻し、申立人はその完全子会社となっている。

申立人の事業のうち、携帯電話事業の顧客は日本において 8,600 万人を超え、また、アメリカ合衆国（“米国”）、ドイツ、英国、中国、大韓民国、フィリピン、シンガポール<Gaum is a part of the United States.>に海外の子会社又は支店を有している。

申立人の親会社である NTT 株式会社は、「NTT DOCOMO」、「NTTDOCOMO」等の日本商標を保有しており、外国商標の一部は申立人が保有しているものもある。そして、NTT 株式会社が保有している内外の商標については、同社から申立人はそれらの独占的使用許諾を受けている。以上のうち、日本商標の一部を例示すると以下の通りである。

- 日本商標登録第 5213789 号「DOCOMO」、権利者：NTT 株式会社、登録日：2009 年 3 月 13 日；
- 日本商標登録第 5213784 号「NTT DOCOMO」、権利者：NTT 株式会社、登録日：2009 年 3 月 13 日；
- 日本商標登録第 5213788 号「NTT DOCOMO」、権利者：NTT 株式会社、登録日：2009 年 3 月 13 日。

また、申立人は、ドメイン名<docomo.ne.jp>において、公式ウェブサイトを開設している。

申立人は、2026 年 3 月 31 日の取締役会において、申立人の運営する金融領域のサービス事業及び当該事業に関連する株式を申立人の 100%子会社である「株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループ」に承継させる事業再編（吸収分割）を行うことを決議し、公表した。申立人の親会社 NTT 株式会社は、これに先立ち、次の商標を出願した。

- 日本商標出願第 2026-031362 号「NTT DOCOMO FINANCE」、申請日：2026 年 3 月 23 日；
- 日本商標出願第 2026-034833 号「NTT DOCOMO FINANCIAL GROUP」、申請日：2026 年 3 月 30 日。

また、上記の魏業に関連して、申立人の親会社 NTT 株式会社は、2026 年 4 月 3 日に、ドメイン名<docomo-fg.com>を取得した。

本件では 3 つのドメイン名、すなわち、<docomofg.com>、<nttdocomofg.com>及び<nttdocomo-fg.com>について争われており（以下あわせて「本件ドメイン名」といい、区別が必要な場合には、順に「本件ドメイン名 1」、「本件ドメイン名 2」、「本件ドメイン名 3」という。）。これらはすべて、2026 年 4 月 3 日に登録機関に登録され、その登録契約の言語は日本語であった。

本件ドメイン名から導かれるそれぞれのウェブサイト上には、「Domain for Sale」の表示の下に各本件ドメイン名が 3,300 ドルの価格とともに表示されている。そして、購入希望者は「spaceship.com」にアクセスして取引をする旨指示されている。

5. 当事者の主張

A. 申立人

申立人は、処理方針が本件ドメイン名の移転のために要求する 3 つの要件のすべてを満たしていると主張している。

B. 被申立人

被申立人は、申立人の主張に対して何ら答弁していない。

6. 審理及び事実認定

手続規則第 15 条(a)項によれば、「パネルによる申し立ての裁定は、ポリシー、手続規則、および適用可能と判断した法の規則や原則に従い提出された、陳述と文書に基づくものとします。」とされている。本件では、被申立人は答弁書を提出していないので、適法に提出されている申立書に基づいて認定される事実を前提に判断する。

処理方針第 4 段(a)項によれば、申立人は以下の 3 つの要件のすべてを立証しなければならない。

(i) 本件ドメイン名が、申立人が権利を有する商標又は役務商標（サービスマーク）と、同一又は混同を引き起こすほどに類似しており；かつ

(ii) 本件ドメイン名についての権利又は正当な利益を有しておらず；かつ

(iii) 本件ドメイン名が不正の目的で登録かつ使用されていること。

A. 同一又は混同を引き起こすほどに類似していること

この要件の判断は、申立人の商標と本件ドメイン名とをまず文字通りに直接的な比較から始めるべきであり、それだけでは判断できない場合にのみ他の合理的方法を用いるべきである。WIPO Overview of WIPO Panel Views on Select UDRP Questions ("[WIPO Overview 3.1](#)"), section 1.7 参照。

本件で問題となる商標の登録権者は申立人の親会社であるが、申立人はそれらの商標の独占的使用許諾を親会社から受けており、処理方針の目的に照らして、申立人は本件で問題となる商標について権利を有していることができる。[WIPO Overview 3.1](#), section 1.4 参照。

本件ドメイン名はすべて申立人が権利を有する商標のうち「DOCOMO」商標の全体を含んでおり、本件ドメイン名 2 及び本件ドメイン名 3 は、「NTT DOCOMO」商標の全体を含んでいる。したがって、本パネルは、処理方針の目的に照らして、本件ドメイン名は申立人が権利を有する商標と混同を引き起こすほどに類似していると判断する。本件ドメイン名に含まれている他の語は、このように判断する妨げにはならない。[WIPO Overview 3.1](#), sections 1.7 及 1.8 参照。

したがって、本パネルは、処理方針第 4 段(a)項の定める第 1 の要件は具備されていると判断する。

B. 権利又は正当な利益を有していないこと

処理方針第 4 段(c)項は、(a)項の第 2 の要件が具備されていることを示す状況を例示列挙している。

手続規則上求められる要件具備の証明責任はすべて申立人にあるが、パネル判断の先例によれば、問題となっているドメイン名に対して被申立人が権利又は利益を有していないことの証明は、権利又は利益を有していることを示す資料は通常被申立人が保有していることから、申立人が被申立人には権利も利益もないという「ないことの証明」を強いることになってしまい相当ではないとされ、申立人が被申立人には権利も利益もないことの一応の証明をすれば、証明責任は被申立人に移り、被申立人が本ドメイン名に対して権利又は

利益を有することを示す証拠を提出すべきであり、被申立人がそのような証拠の提出をしない場合には、申立人はこの要件の具備を証明できたものとみなすとされてきた。[WIPO Overview 3.1](#), section 2.1 参照。

本パネルは、本件において提出された証拠に鑑みると、被申立人が本件ドメイン名に対して権利も利益も有していないことの一応の証明をしていると判断する。そして、このような申立人の一応の証明に対して、被申立人は何ら反論をせず、処理方針第 4 段(c)項に列挙するような本件ドメイン名に対する権利又は利益を有していることを示す資料を提出していない。

したがって、本パネルは、処理方針第 4 段(a)項の定める第 2 の要件は具備されていると判断する。

C. 不正の目的で登録かつ使用されていること

処理方針第 4 段(b)項は、(a)項の第 3 の要件が具備されていることを示す状況を例示列挙している。

本パネルは、本件において、以下の事実に着目する。すなわち、申立人は 1992 年からドコモというブランド名を使い始めており、そのアルファベット表記は、当初は「DoCoMo」であったが、2008 年に「docomo」に変更されたこと、申立人の事業のうち、携帯電話事業の顧客は日本において 8,600 万人を超え、また、米国、ドイツ、英国、中国、大韓民国、フィリピン、シンガポールに海外の子会社又は支店を有していること、申立人は、2026 年 3 月 31 日の取締役会において、申立人の運営する金融領域のサービス事業及び当該事業に関連する株式を申立人の 100%子会社である「株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループ」に承継させる事業再編（吸収分割）を行うことを決議し、公表したことそして、本件ドメイン名は、申立人の親会社がドメイン名<docomo-fg.com>を登録した 2026 年 4 月 3 日と同じ日に、登録されていること、以上である。

これらの事実には照らすと、本パネルは、本件ドメイン名が登録された 2026 年 4 月 3 日の時点で、被申立人が申立人の存在や申立人が権利を有する商標を知らないで本件ドメイン名の登録をした可能性は極めて薄く、特に、本件ドメイン名がいずれも「financial group」の略語に相当する「fg」という文字を含んでいることは、申立人を含むグループにおいて今後展開する予定の金融サービス事業との関連で不正な目的をもって登録されたことをうかがわせる。したがって、本件ドメイン名は申立人が権利を有する著名な商標に寄生して不正な利益をする目的で登録されたと判断する。

他方、本件ドメイン名の不正な目的での使用については、申立人が提出している証拠によれば、本件ドメイン名から導かれるそれぞれのウェブサイト上には、「Domain for Sale」の表示の下に各本件ドメイン名が 3,300 ドルの価格とともに表示されている（購入希望者は「spaceship.com」にアクセスして取引をする旨指示されており、これに対して被申立人は何らの反論もせず、反証も示していない。パネル判断の先例によれば、これは不正な行為の典型例とされ、不正な目的での使用という要件を具備するとされてきた。[WIPO Overview 3.1](#), sections 3.1.1 参照。これに従い、本パネルは、本件ドメイン名の上記のような不正な目的での使用は処理方針第 4 段(b)(i)に該当すると判断する。

したがって、本パネルは、処理方針第 4 段(a)項の定める第 3 の要件は具備されていると判断する。

7. 裁定

以上の理由により、処理方針第 4 条(i)項および手続規則第 15 条に従い、本紛争処理パネルは本件ドメイン名<docomofg.com>、<nttdocomofg.com>及び<nttdocomo-fg.com>を申立人へ移転することを命じる。

/Masato Dogauchi/

Masato Dogauchi

単独パネリスト

日付：2026 年 7 月 23 日